

別紙第7

復帰段階の計画

要旨	避難住民の復帰は、当時の状況によるところが大きいため、この段階については、大綱を計画します。 復帰に当たっては、避難住民の復帰に関する要領を作成します。 事態の緊急性が低いと考えられるので当時の最適な方法により行い復帰を行います。
----	---

関連する計画

町	避難住民の復帰に関する要領
県	避難住民復帰計画、避難住民の復帰要領

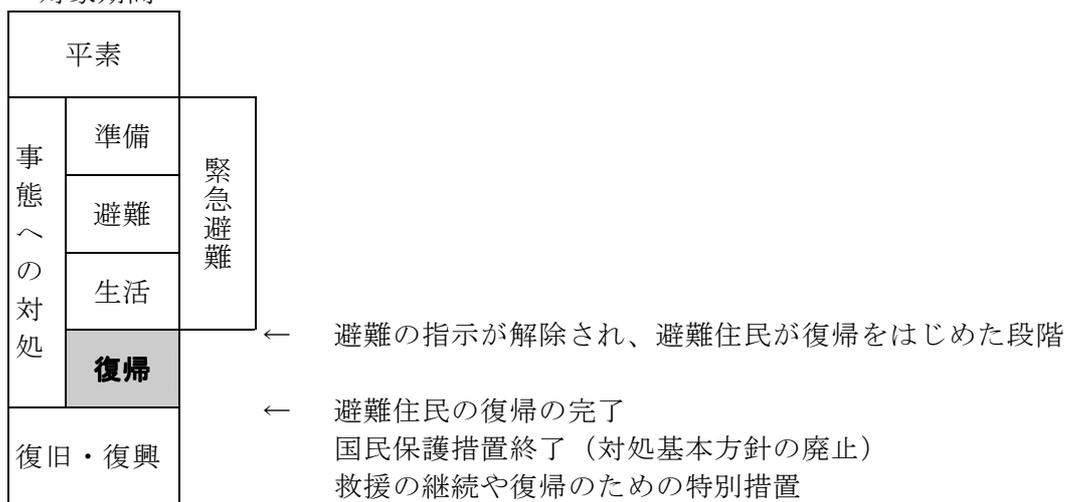
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。		

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ 留意事項

(7) 対処基本方針が廃止された場合は、救援の継続や復帰のための措置について、何らかの措置により行います。

(4) 復帰のための措置

a 誘導以外の措置

b 町長、知事による誘導

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町（総務部[防災班]ほか各部）は、県（防災局）から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を迅速かつ円滑に行い、避難住民が早期に生活再建に入れるよう体制づくりを行います。

この際、復帰先地域の安全確認情報等を県等から収集し、これに基づき避難住民の復帰に関する要領（法 69②）を作成した後、当時の最適な方法で避難住民への周知及び復帰を実施します。

(2) 実施概要

避難先地域からの復帰については、当時の状況によるところが大きいいため、大綱を計画します。

ア 情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集、連絡体制の整備

a 復帰前の情報収集

的確かつ迅速な復帰のため、あらかじめ県、避難先市町村、関係機関・団体などから以下の情報を収集します。

また、消防団、避難先における自治会等の協力を得て避難住民等の状況を把握するとともに、避難住民への周知及び復帰に当たっては、避難先において自治会等有する情報等の活用を図ります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 復帰先地域の被災情報及び安全確認情報 2 復帰日時、復帰方法、復帰経路等に関する情報 3 復帰の間及び復帰後の復帰住民支援に関する情報 4 避難先地域における避難住民の状況 |
|---|

b 復帰の間の情報収集

安全かつ円滑な復帰のため、避難の間を通じて県、関係機関・団体などから以下の情報を収集します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 復帰先地域の安全確認情報 2 復帰の進捗状況 3 復帰住民の安否情報 |
|--|

c 情報の連絡体制の整備

町長（総務部[防災班]）は、復帰に先立ち、復帰住民、関係機関・団体等に対する情報連絡体制を整備し、随時情報を提供します。

(イ) 情報収集体制 レベル1

イ 実施体制

(イ) 復帰体制への移行

a 町長（総務部[防災班、総務班]）は、避難の指示の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、組織の体制を避難生活体制から復帰体制へ移行します。

b 町長（総務部[総務班]）は、復帰に伴い、町役場等の復帰及び仮庁舎などの撤去・原状回復を準備します。

(イ) 対策本部の廃止

a 町長（総務部[防災班]）は、対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、対策本部を廃止します。（法 30）

b 町長（総務部[防災班]）は、対策本部を廃止したときは、対策本部設置の通知に準じて対策本部廃止の通知を行います。

(イ) 復帰支援センターの開設

- a 町は、対策本部の廃止に伴い、復帰支援センターを開設します。
 - b 同センターの開設期間は、おおむね復帰が完了と判断されるまでとします。
- (エ) 復帰先地域の被災状況、安全状況の確認
- a 町は、県と共同で調査隊を派遣し、復帰先地域の被災状況、安全状況を確認します。
 - b 安全が確保されていないときは、県を通じて又は直接、関係機関・団体に対し安全対策を要請し、安全が確認された後、住民の復帰を開始します。

(オ) 職員の派遣要請等

人員が不足する場合、「第5章 活動要領」の「7 人に関する事」の「(1) 職員の動員、派遣要請など」の「イ 職員の派遣の要請、斡旋の求めなど」に準じて職員の派遣、斡旋を求めます。

ウ 避難、救援

(ア) 避難の指示の解除（法 55）

避難の指示の解除については、消防団、避難先における自治会等の協力を得て、避難の指示に準じて伝達、通知します。

(イ) 避難住民の復帰に関する要領（法 69②）

避難住民の復帰に関する要領は、次の事項について定めます。なお、要領の作成に当たっては、県、関係機関・団体と密接に連絡調整を行います。

- 1 復帰の経路、復帰の手段その他復帰の方法に関する事項
- 2 復帰住民の誘導の実施方法、復帰住民の誘導に係る関係職員の配置その他復帰住民の誘導に関する事項
- 3 その他復帰の実施に関し必要な事項

(ウ) 復帰住民の誘導

復帰支援センターは、必要に応じ県、関係機関・団体と連携の上、消防団、避難先における自治会等の協力を得て、避難住民の誘導に準じて復帰住民の誘導及び確認を行います。

この際、復帰経路の確保、運送力の確保、高齢者、障害者、乳幼児等の復帰について県（企画部、福祉保健部、県土整備部）、消防団及び避難先地域の消防機関等と密接な連絡調整を行います。

また、必要に応じ復帰支援センターへの連絡要員の派遣要請、復帰関係機関の調整所設置などを実施します。

(エ) 被災者の救援

県は以下のとおり被災者の救援を行うこととされています。

- 1 応急仮設住宅の建設
- 2 被災住宅の応急修理
- 3 食品の給与及び飲料水の供給
- 4 生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産の提供

復帰支援センターは、復帰住民の状況を確認し、県の救援を補助、法定受託するとともに、必要に応じて県に対し復帰住民の救援の要請を行います。

※ ただし、救援の期間については、厚生労働大臣が示すまでの期間とします。

エ 武力攻撃災害への対処

(ア) 応急復旧

a ライフライン（上水道、下水道、電気、ガス、通信）施設の応急復旧

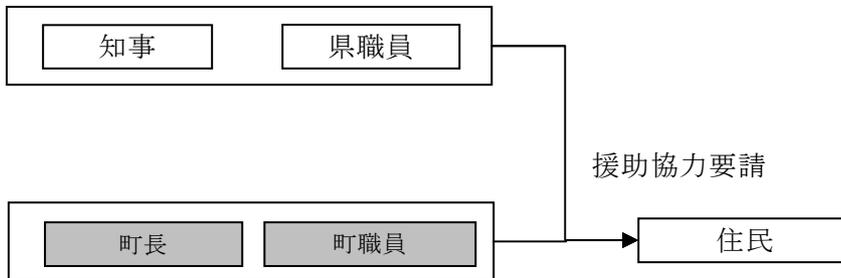
町長（運送支援部[上下水道担当]）は、上下水道について可能な限り速やかに応急復旧、供用するとともに、住民の復帰に必要な運送路及び復帰住民の生活に必要なライフラインについて関係機関・団体に対し応急復旧を要請、連絡調整を実施します。

b 公共施設等の応急復旧

町立病院、町立学校等の公共施設については、可能な限り速やかに応急復旧、供用し

ます。また、町役場などについても応急復旧により迅速に業務を再開します。

- (イ) 復帰住民の生活の安定
 - a 復帰住民の生活確保
 - b 義援金、救援物資等の配分
- (ウ) 埋葬、火葬の早急な実施
- (エ) 廃棄物の早急な回収、処分
- (オ) 保健衛生の確保などへの住民の協力



3 各機関の役割

(1) 町

機関名	内容	
共通	1 各課個別の業務のほか町長の命ずる事項、または復帰支援センター長の求める事項	
総務部 (総務課)	[防災班]	1 復帰に関する総括 2 避難住民の復帰に関する要領の作成 3 対策本部の廃止 4 復帰に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報解除の伝達、避難の指示の解除の経由等に関すること 6 消火、救急、救助等 7 防災行政無線の復旧・確保 8 赤十字標章等・特殊標章等の回収 9 町内における復帰に関する総合調整 10 危険物質等の保安対策、対処
	[総務班]	1 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 2 職員の活動支援、安否等に関すること 3 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等 4 人権の擁護 5 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 6 町議会に関すること 7 町役場仮庁舎・現地対策本部の廃止等 8 その他各課の事務に属さないこと
	[財政班]	1 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 2 運送の手配、運営
	[広報班]	1 復帰等に係る広報・広聴に関すること 2 応急効用負担

情報部 (企画政策課)	[情報班]	<ol style="list-style-type: none"> 被災情報の収集・提供等 安否情報の収集・提供等に関する事 写真等による情報の記録・収集等
物資部 (出納室・議会事務局)	[物資班]	<ol style="list-style-type: none"> 費用の出納及び物品の調達 義援金、救援物資等の収配準備等
民生部 (町民生活課・税務課・保育園)	[衛生班]	<ol style="list-style-type: none"> 入浴施設、トイレ等確保、提供の準備 食品衛生、食中毒防止等の準備 遺体の処理、火葬、埋葬の準備 河川漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の準備 廃棄物・し尿処理の準備
	[民生班]	<ol style="list-style-type: none"> 戸籍等の保護に関する事 外国人への情報提供及び復帰に関する事 保育所園児の復帰等に関する事 保育所園児の応急保育、保育の復旧の準備 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達準備 応急仮設住宅等の手配・建設・供与準備 火葬の許可 有害物質の対処
	[税務班]	<ol style="list-style-type: none"> 各課の応援 被災者住宅の再建支援準備
福祉部 (健康福祉課)	[福祉班]	<ol style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者、乳幼児等の復帰に関する事 復帰住民に対する医療、助産の提供 感染症の予防、対策等に関する事 町立病院の医療、助産、復帰に関する事 他課に属しない生活支援及び保護
	[避難所班]	<ol style="list-style-type: none"> 住民の復帰誘導に関する事 避難先地域の避難所の閉鎖及び復帰地域の避難所の開設 復帰住民への生活関連物資の確保、給与 復帰住民の健康維持、保健衛生 復帰住民への食品の給与
	[ボランティア班]	<ol style="list-style-type: none"> ボランティアの支援・調整に関する事
産業部 (産業課)	[商工班]	<ol style="list-style-type: none"> 商工業の復旧・復興支援準備 観光施設の復興支援
	[農林班]	<ol style="list-style-type: none"> 農林業の復旧・復興支援準備
土木部 (建設課・上下水)	[建設班]	<ol style="list-style-type: none"> 復帰経路の状況確認・確保・情報提供 ライフライン(電気、ガス、電話)の確保に関する連絡調整等 武力攻撃災害の応急復旧等

道課)		4 市街地等の状況把握、復旧の準備 5 公共土木施設等の状況把握、対策 6 用地の確保、土地の使用・提供等の準備 7 危険箇所、支障となる工作物の除去等 8 土木資機材等の手配準備 9 建築の制限、緩和等の準備 10 町営住宅の調査、応急復旧、提供準備
	[上下水道班]	1 復旧住民への飲料水の供給 2 上下水道施設の被害調査、応急復旧など 3 水質検査
教育部(教育委員会事務局)		1 児童生徒等の復旧等 2 児童生徒等の応急教育、教育の復旧の準備 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力準備 4 文教施設等の状況把握、対策、提供 5 文化財の保護・復旧
各種委員(会)事務局		1 各部の応援
町立病院		1 町立病院の患者等の復旧 2 復旧住民への医療の提供、助産等 3 町立病院の応急復旧
消防団		1 復旧住民の誘導 2 高齢者、障害者、乳幼児等の復旧の補助 3 復旧住民への情報伝達及び町内情報の収集 4 復旧住民等の救援の補助

(2) 県

機関名	内容
共通	1 県国民保護対策本部の廃止 2 復旧地域、経路の安全確認と復旧に関する住民への情報提供 3 市町村の復旧支援 4 復旧住民の救援

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復旧段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報の解除の放送（法51） 2 避難の指示の解除の放送（法57）

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報の解除の放送（法51） 2 避難の指示の解除の放送（法57）